

原発いらん!
山口ネットワーキ
2025年4月13日 報告
No.440号



次の集り

おいつものオ2日曜日、2市4町議員連盟の懇会があるためオ3日曜日にします。

2025年5月18日(日) 13:00 ~ 16:00
周南市役所ミビック交流室7

4時から別のグループが部屋を使います。

戸倉多香子さん参院選へ

立候補!

使用済み核燃料中間貯蔵施設建設反対で。



19日に立候補の意向を明らかにした戸倉氏は、中国電力が上関町で計画・検討する上関原発と使用済み核燃料の中間貯蔵施設について「反対する」

人たちの受け皿になる」と強調する。立憲民主党の平岡秀夫衆院議員(比例中国)が昨秋の衆院選山口2区で自民党現職に敗れたものの接戦に持ち込んだ勢いを生かしたい考えた。現在、立憲民主党に公認を求めている。

がんばろう、つ、ニホは原子力ムラと市民との間だ!

○全県一区、茶教!
現職北村氏は田布施町の人。

山口選挙区の立候補予定者 (改選数1、敬称略)

北村 経夫 70	元経産政務官	自	現
関谷 拓馬 34	党員副代表	国	新
山崎 珠江 46	英語教室運営	参	新
戸倉多香子 65	会社役員	無	新

代表者 小中 進
〒745-1313山口県熊毛郡田布施町麻郷2208
Tel. Fax 0820-55-6291
振込口座(年会費2000円)
(郵)01590-5-27469
口座名「原発いらん!山口77」
作製・印刷・発送
周防灘の自然を守る会
三浦 翠とメンバーズ

田布施町議会の決議文です。

つないでいるのは金・利権



原子カムラ5角型
青木美希さんの資料より

【上関町での中間貯蔵施設の建設に反対する決議】

上関町で計画されている「中間貯蔵施設」は、使用済み核燃料を再処理してプルトニウムやウランを取り出す「核燃料サイクル」が行き詰っている中、「最終の貯蔵施設」になる可能性が高い。

もし、中間貯蔵施設や運搬経路において事故が起きれば、上関町民はもとより、田布施町を含む周辺市町、山口県、瀬戸内海、西日本の住民の安心・安全を脅かすものである。これほど重要な問題を上関町だけで判断することは許されない。

住民が安心して暮らせる生活環境を守り、次の世代に手渡すことこそ、極めて重要である。よって田布施町議会は、次のとおり決議する。

田布施町議会として、上関町での「中間貯蔵施設」の建設に反対する。

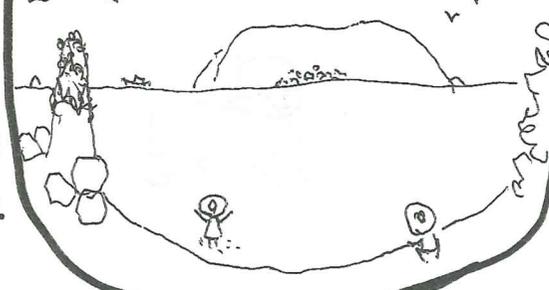
令和7年3月21日 山口県田布施町議会

→提案理由はP②に

田の浦ピクニック & ビーチクリーン

2025年5月11日(日)11時~2時
雨天の場合5月15日(木)

弁当・水筒・ぼうし、予袋を忘れずに!!
連絡先 原さん 090-5309-1032 河本さん 090-8063-4785



お3/20のビーチクリーンのお知らせはP⑥に。

<提案の理由>

それでは、議員提出議案第2号、上関町での中間貯蔵施設の建設に反対する決議について、提案理由の説明を致します。

令和5年8月2日に中国電力は上関町に対して、関西電力との共同開発で原発の使用済核燃料の「中間貯蔵施設」に係る立地可能性調査を上関町に申し入れ、上関町長は中国電力と関西電力が共同で、使用済み核燃料を保管する中間貯蔵施設を上関町に建設を計画していることを発表しました。同年8月18日には、住民に十分な説明もないまま、周辺市町に相談をすることもなく異例の早さでボーリング調査の受け入れを決定しました。

中間貯蔵施設は原発の使用済み核燃料を一時的に保管するとしていますが、青森県六ヶ所村の再処理工場は着工から31年経過した今も稼働できず、全く見通しはたっていない。国の核燃料サイクルの中核「高速増殖炉もんじゅ」はすでに解体中で「再処理工場」と「高速増殖炉」の二つが竣工（完成）して初めて核燃料サイクルは成立するものです。まさに現状は行き詰まり、飛行機が飛び立つことが出来ない「片肺飛行」の状態の上関町が「永久貯蔵施設」なる事は明白です。

こうした状況から、計画されている上関町の「中間貯蔵施設」は「永久貯蔵施設」になる可能性が高く強い懸念を抱くものです。

西哲夫上関町長は、使用済み核燃料を閉じ込めた容器のキャスクに触ってみたが暖かいぐらいで安全でしたと言っていますが、専門家にお尋ねしたら被曝していると答えられました。

キャスクの中に入っているものは、人が近づけば死んでしまう程の強い放射線を出します。それが、危険でなくなるまでには、10万年以上かかります。

地震、災害、ミサイル等でキャスクが破損しても修理のために人は近づけません。強い放射線のもとではロボットでも役に立ちません。

原子力規制委員会の前委員、長更田氏も、キャスクの寿命が切れても運び出す先がない事態を危惧すると語っています。

福島で事故で大気中に放出された放射性物質は、広島型原爆の168発分と政府は発表しています。上関の中間貯蔵施設に置かれる2,000トンの使用済み核燃料は、広島型原爆の6万~8万発分の死の灰が含まれています。

福島の事故ではあれ程広大な土地が汚染され人々は住まいも農業、酪農などの生業を失い、被曝し福島県内だけでも子供達の甲状腺がんの患者が多発し387人に達し、しかもその現実を報道させない圧力があると聞いています。

もしも、この6万~8万発分の放射性物質が漏れ出るようなことが起きれば、それは想像を絶する大惨事になるでしょう。

この危険な使用済み核燃料の処分は、世界中で困っています。

人類は、原子爆弾よりも使用済核燃料によって亡びるのではないかという学者もいます。

私達は、後に続く子孫のために、これ以上この危険な使用済核燃料を生み出さないようにしなければなりません。

そのためには、原発による発電をやめることです。

福島事故では、原発0でも停電しませんでした。電気はたりています。

余剰電力や再エネによって安定的な電力の供給は、まかなうことができます。

原発はコストが一番安い（高い）安全で事故は起こらない（世界一）人口増加や地域の活性化になると嘘をつき、交付金をばらまき、いつの間にか安心安全を失い、自然環境までも破壊されてしまいます。

つまり、原発も中間貯蔵施設も危険極まりない施設だから人口の少ない過疎地へ建設 原発村の一握りの利権者のために、私達が都会の犠牲者となりかねません。

中間貯蔵施設を建設するのなら、運搬の安全性やコストを考えれば原発の敷地内に作るのが望ましいと考えます。なぜ上関町へ設置するのか。なぜ関西電力のものまで上関町に持ってきて貯蔵するのか、一番危険な核施設だからです。

風評被害もすでに起こりつつあります。中間貯蔵施設建設の話聞き、移住希望者も移住を取りやめる事態になっています。町長さんの答弁でも子育てをするなら安全で安心な場所で生活をしたと思うのは当たり前のことです。

上関町に中間貯蔵施設ができれば、田布施町のイメージ低下は避けられません。田布施町の街づくり計画の中で人口移住、定住対策、企業誘致等の先行きに不透明感が漂います。

石川県能登半島で震度7の地震が発生しました。山口県をはじめ周辺での地震も頻繁に発生しています。2024年8月と2025年1月にマグニチュード7前後の地震の発生で南海トラフ地震もマグニチュード8クラスの地震が想定されています。また、関東から九州にかけての太平洋沿岸に10mを超える大津波の襲来が想定されています。

こうした事から、もし中間貯蔵施設や運搬経路において事故が起これば、上関だけにとどまらず、周辺市町、山口県、西日本、九州、四国、日本全体に影響するでしょう。これほど重要な問題は上関町だけで判断することは出来ません。

今、私達は田布施町民や周辺市町の子供たちや孫たちのために、安心・安全で豊かな地域づくりの為、選択を誤ってはならないと考えています。

よって、令和6年2月27日に上関町での中間貯蔵施設の建設に反対する田布施町民の会から提出された陳情書及び同年5月17日に田布施町連合婦人会から提出された陳情書に賛同し、決議を採択されます様お願い申し上げまして、提案理由の説明といたします。



● 例会の報告

● 参加地域 田布施、下松、周南、宇部

① 山中代表より

○ 田布施町の議会報告に、中間貯蔵施設
設置予定地の写真も海からとってのせま
し。

町の人に、こんなにも美しい森林が削られるのだ
と実感してほしくて。

○ 田布施町議会では自民党員が中心で「中
電と国の説明を求めろ」という決議をし
たので、それに対して私たちも反対の立場
から次々と質問をいたしました。提案者は
苦境に立つ場面もありました。

私たちの提出した中間貯蔵施設
反対の決議に対する質問は全くあり
ませんでした。

私たちはたびたび懇談会を持っていろいろ
話し合いながら取り組んでいます。

周辺の自治体・2市4町の議員で結成して
いる「上関原発に反対する議員連盟」の
集まりを計画しています。

どの自治体でも反対の人は圧倒的に多いこと
は確かだが、それを見える化して行かなく
てはいけない。

柳井市もぬぐ。近い人が反対なことは、この間
の宇部市周辺の井上さんたちのアンケート
でも明らかです。

今朝も強風で吹きとばされそうになうなが
う辻立ちをこころいたら、知らないおじさん
が、熱い缶コーヒーを持って来てくれて、
「ご苦労さん、がんばって下さい」と言われ
ました。

とにかく反対の世論を大きくする事が
もっとも重要です。

② 現地の様子

3月21日に、「田の浦ピクニック」&ビーチクリーンで
田の浦に行きました。

駐車場の上方に見えていた頑丈なモノレール
の鉄骨の足場は全部なくなっていました。

下には警備員さんが一人だけいて、

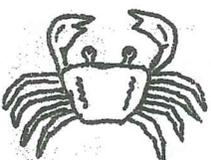
「今日は波が荒いけど、子どもさんにはおれとつ
けんさいよ」と言ってくれた。

浜には海藻がいっぱい打ちあげられていた。

中電の仮橋の下の回りは取りのけられていて、
中のゴミはやくなくなったかも。

祝島から木村さんが船ですぐ前まで来られ
て、互いに手を振ってあいさつをした。

波が荒かったので前後にすぐゆれながら帰っ
ていかれた。③



③ 宇部では皆でお金を出し合って、宣伝カー を一台持つことになった。

それが中間貯蔵のことをどんく訴えてこいよ、
たい。

本当に危険なものだということがみんなに
よくわかっていない。

宇部市に申し入れをしたが、情報がないから
と取り合わない。このような行政の姿勢は
市民の方を向いていないことを知覚に示している。

6月にはまた宇部から祝島に行きます。

祝島に行くことみんなの意識が変わる。

田布施町でも最初に声をあげた人は一人。それが
10人になり、署名集めになり、今回の大送報
になった。

●祝島島民の会の裁判(15回)

山石国支部

○2025年5月29日(木) 10:30

●上関原発用地埋立免許延長違法裁判

控訴(審(2回))広島高裁

○2025年6月20日(金) 11:00

判決

●伊才原発運転差し止めの裁判(31回)

山石国支部

○2026年2月26日(木) 11:05

判決

○4月10日の祝島島民の会の裁判の報告

を村田さんが書いてくれました。↓P⑤

○伊才裁判の報告は次号に山田さんが書いてます。

4月25日の

○4月18日の上関原発用地埋立免許延長違法裁判控訴審の報告は次号に、次野さんが書いてます。

4/10裁判の報告集会での祝島の皆さんの話

●島民の会事務局長の清水康博さんより
いつもご支援ありがとうございます。この裁判はじまった時は、これは今回目の裁判だと言っていました。それでも普通通り審査されてきました。

祝島への入居式は、あんな年がかりな入居式になりませんでした。来年も3人入居します。そのうちの一人は私の娘です。子供たちのためにも何不由なくお母さんの島の自然を存続しようという気持ちでいます。

●わたあらいさんより

3月の町議会を傍聴に行きました。推進の町議たちが、中間貯蔵はロケだのうそまじりの話を聞いて、果敢を感じた。あのしほりなと思った町議会は、まず町民の声をきいて行動すべきです。町民のことをほめておいて口裏に縫うというのはいけません。

●原田さんより

7年前に祝島にきました。島の甲乙の道を整理して島内を一周するとまわれるようになりました。島にいられた時は、この下へこれば案内します。いつもご支援いただき、この事が大きな心の支えになっています。

●木村代表より

若しもんがさんばつていいます。いつもご支援ありがとうございます。祝島の人数は少ないが、純粋に立ち向うことが大切だと思います。熱気が生まれてきます。やれることを一生けんめいやっていきます。

規制委に裁判所が調査囑託へ

祝島島民の会に「調査海域に入るな」と中電が訴えた裁判の第12回口頭弁論が4月10日、山口地裁岩国支部で開かれました。原子力規制委員会に上関原発の審査の見通しを質問してほしい、と島民側が裁判所に対して申し立てていた「調査囑託」について、小川暁裁判長は採用すると明らかにしました。

「権利の乱用」の立証へ大きな進展

島民側弁護団の中村覚弁護士は報告集会でまず、「大きな進展があった」と評価しました。

中電による上関原発の原子炉設置許可申請は、原子力安全・保安院から原子力規制委員会に引き継がれて以来10年以上、宙に浮いたままです。山口県知事も、原発本体の着工時期の見通しがつくまでは埋立をしないよう中電に要請しています。審査の見通しが立たず工事できないのに、中電が「ボーリング調査の邪魔をするな」と主張するのは、「権利の乱用だ」というのが島民側の言い分です。

「権利の乱用」は裁判の大きな争点です。島民側は、中電のボーリング調査は原発建設のためではなく中間貯蔵施設のためではないか、提訴の目的が違うのではないかと、裁判所を通じて中電側に釈明を求めてきました。が、中電側が応じなかったため、島民側が裁判所に申し立てたのが調査囑託です。裁判所が職権で、島民側の質問を規制委に尋ねるものです。

新規制基準で新設原発を審査できるか

囑託先の規制委には、裁判所から託された調査をし回答する義務があります。

回答を求める調査事項は次の3点です。

①上関原発設置申請の審査会合の有無。開催の事実があれば年月日と内容。開かれてなければ、その理由

②審査会合の今後の開催予定の有無

③原発の再稼働を審査するための現在の新規制基準によって、新設の原発を審査できるのかどうか

中村弁護士は、回答しない過去の例として、民間の囑託先や、国の安全保障にかかわる特別な案件を挙げましたが、今回のケースであれば回答は次回口頭弁論に間に合う可能性もある、と言います。

憲法29条は、財産権の侵害を許さない

法廷では島民側弁護団が、憲法29条3項と自由漁業権について説明し、中電側の準備書面8の第1、第2に対し認否・反論をしました(準備書面13)。

①祝島の漁民がもつ自由漁業権は、憲法29条3項の「私有財産」にあたる。正当な補償をせずに、中電が漁民の私有財産を侵害してはならない。

②公有水面埋立法に基づく埋立免許の取得を根拠に中電は裁判を起こしているが、この法律は埋立の手続法に過ぎず、免許により他者の水面使用が制限されることはない。ボーリング調査するには、県の「一般海域の利用に関する条例」に基づく占用許可が必要。祝島漁民の同意なしに中電が占用許可を申請すれば違法。

* * * * *
傍聴希望者60人のうち23人が入廷。次回の弁論期日は5月29日10時半から。

文責・「まる新聞」村田久美子

P⑤に新聞記事があります。

イベント情報

when	what	where	お問い合わせ
5月3日 13:30~15:40	2025 憲法を守る山口集会 講演「平和と憲法」 核爆者運動から考える 向村和之さん(広島大学教授) 報告「長生炭鉱の遺骨収容」 返還と日韓共同事業に 井上洋子さん(長生炭鉱 の水非常を 「史に刻む会 ミニライブ」北浦 四人衆 代表)	山口市民会館 小ホール	083-922-7600 4th 元法律事務所
5月7日(水) 10:10~	4団体山口県への申し入れ	県庁	083-922-1841 原水禁
5月11日(日)	2市4町議員連盟総会		
5月11日(日) 11:00~14:00	田の浦ヒートアップ&ビーチクリーン	田の浦 海岸	原まさこ 070-5309-1032 河本さん070-8063-4785
5月11日(日) 10時~17時	アースデー(ゆうなん) ステージ、フード 「音楽でつながる地球は美しい」	周南 晴海親水 公園	Instagram@ shunan- earthday
5月14日(水)	朝鮮学校への補助金を復活せよ 県庁前座り込み	山口県庁前広場	0836-21-8003
5月18日(日) 13:30~16:00	原発いらん!山口ネットワーク例会	周南市役所 シビック交流室7	0820-55-6291 小甲
5月27日(火)	4団体 中電カへ署名提出	中電本社	
5月29日(木) 10:30~	祝島島民の会の裁判	岩口地裁	0834-31-4432 周南法律事務所
5月12日(月)	4団体で 環境省、原子力規制庁、 経産省への申し入れと、院内集会	国会	原水禁 083-922-1841
6月1日	キヤスクについての話	山口市	大久保さん 090-9466-0899

おわい。前号の記事に誤りがありました。P⑤の上段6行目の「ひまわり」→「あじさい」に
同じく10行目の「10万人」は「100万人」が正しいです。

'25.3.20 田の浦ヒートアップ&ビーチクリーンのこと。

大人5人、子ども4人の参加。

波は荒かったが、いっよ天気で、海の青が忘れられ
ないほど美しい!

海岸には海藻がいっぱい打ち上げられていた。

魚が何度もとび上る。

祝島から木村さんの船で下り、互いに手を振って

あいさつ。波が荒いのにわざわざ来下る

ありがとうございます。

上原発計画のことを研究しているという鳥取県の高校の

男の先生も少しだけ参加。袋も運んでもらって目があったぞ。



関連する新聞記事

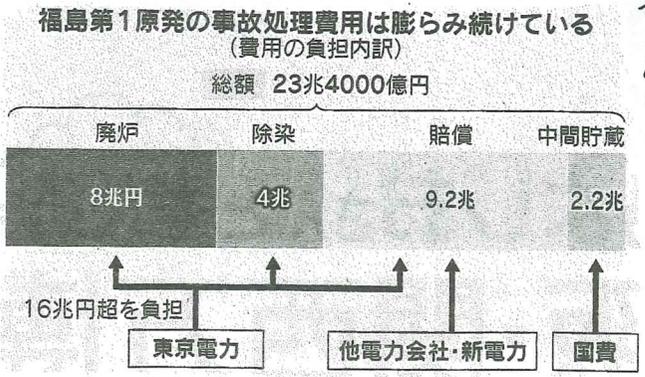
- (3/21日)海洋の保全、利活用「共創」を。高まる関心、実践に課題
- (3/21日)「デブリ」未目中、2度目採取
- (3/22日)再エネ賦課金1.06円増。経産省発表
- (3/24日)東電、9兆円の追加援助求める。事故処理費用23.4兆円へ。
- (3/25日)特重施設了解と回答、島根原発2号機。知事が中電に。ごきるだけ早期の設置を。
- (3/25日)40年超原発運転継続へ。東電3基。福井県知事が新工程承認。使用済核燃料県外搬出。
- (3/25日)柏崎刈羽のテロ対策不備、運転延長の対象外。60年超原発、経産省が基準案示
- (3/26日)核融合放射線防護が必須。政府有識者会議。規制「原発」と別立て。
- (3/27日)女川、高浜原発「乾式貯蔵」了。規制委。
- (3/27日)泊原発3号「27年再稼働」
- (3/28日)台湾「原発ゼロ」に苦慮。道る停止期限。示は反対の積。年単位で電力需要増。



- (3/28日)高浜原発「5年超」認可。機、5年超「認可」
- (3/28日)特重施設設置「5年内」島根2号機で中電。島取県などに回答。
- (3/28日)島取4水力発電所を再整備。全口初の公設民営。
- (3/29日)屋内退避「継続」が基本。原発事故3日経過後。
- (3/29日)4月電気代、全社値上がり。
- (3/29日)県民投票求め署名14万人超。柏崎刈羽再稼働めぐり。↓P8
- (3/29日)除染土巡る者命令案に最多の抗議。パブコメ207万件。96%が文一言一歌
- (3/29日)屋内退避解除3日後に判断。原発事故時、規制委報告書。
- (3/27日)20年、再エネ9割の未来「安田陽著」と著者。1870円。
- (4/1日)東電特別償還金の大幅減。原子力損害賠償・廃炉等支援機構。
- (4/1日)伊方原発訴訟原告側一部控訴

高松高裁へ。

- (4/1日)N4M0去海に交流拠点
- (4/1日)南海トラフ地震、被害想定見直し。防潮堤の上り、震源、域直上の浜岡原発
- (4/3日)原子力災害指針改正へ
- (4/3日)洋上風力団体の懸念付達。公募ルール見直し。経産省に。
- (4/3日)福島復興の責務を果たすには、東電再建計画。
- (4/7日)生態系に配慮し風力発電縮小へ。大阪ガス子会社・北海道苫小牧市
- (4/7日)複合災害機能不全の懸念。原発事故の放射線防護施設。能登地震では一部閉鎖。
- (4/8日)福島廃炉2051年の空疎。
- (4/8日)廃炉に25年度2605億円。福島オー。
- (4/9日)柏崎刈羽再稼働の是非。新潟知事、県民投票に慎重。
- (4/9日)デブリセンターは速感。どう音や排熱に懸念。ホーテの積極投資で建設増
- (4/9日)バイオマス発電普及に影。住宅市場低迷。燃料の端材不足。
- (4/11日)九電の議事録開示を許可。カール株主代表訴訟で
- (4/11日)処理水12回目の放出開始
- (4/14日)東電の原発発電量。震災後最大に。
- (4/14日)LNGに依存する日本。企業、再エネ投資に不腰。エネルギー市場ジャーナリストティム・ライスマ寄稿。
- (4/12日)漂流する東電描けぬ未来。
- (4/15日)次世代地熱発電30年代実用化へ。経産省。初の官民協議会
- (4/16日)島根原発1号機。廃炉。放射線管理区域内で作業。
- (4/16日)デブリ採取2回目
- (4/16日)福島2号機
- (4/18日)核ごみ文献調査
- (4/18日)核ごみ文庫調査
- (4/18日)「村話の場」初開催。N4M0町民と意見交換
- (4/18日)原発避難、添まつ
- (4/18日)原江市長選再稼働後初の市長選。問われる計画実効性
- (4/18日)国内電力先物、一年で3倍。
- (4/19日)北極の海氷最小に。極地研究が発表。
- (4/19日)柏崎刈羽の県民投票結果。新潟県議選
- (4/19日)エネルギー補助再開。出口見えぬパラマキ。



新聞記事のつづきです。

- ・(4/20中)福島オノ、4号子機、高線、2号機器搬出完了は36年以後
- ・(4/22日)2日デブリ線量基準以下
- ・(4/22日)「農地で発電」普及へ、伊藤園、太陽光で実証、透化した赤日光で植物がよく育つ。
- ・(4/22日)東急不動産、岩手県、利工太陽光発電の新社。
- ・(4/23日)生物多様性減少
- ・(4/23日)動物植物100種絶滅の危機。
- ・(4/23日)浜岡原発の廃炉作業公開。
- ・(4/23日)中国電、浮体式で洋上風力、北九州沖。
- ・(4/23日)曲がる太陽電池寿命2倍、コニカミルタ、省化防ぐフィルム。
- ・(4/23日)中国太陽光道中入量世界の6割
- ・(4/23日)エネギー補助を「競争」目当てに使う。



地域の新聞記事

- ・(3/14ア)国が説明すべき、上関町長、中間貯蔵巡り。
- ・(3/14中)「永久貯蔵になるのでは」不安、懸念、解消上関町長確信
- ・(3/15中)交付金合意、予算案可決、上関町議会、中間貯蔵めぐり、秋原否
- ・(3/19中)持ち込み拒否条例「検討せず」中間貯蔵施設、周防大島町議会
- ・(3/19中)未利用魚を有効活用、上関公あり「春ボウまつり」
- ・(3/22中)中電、中間貯蔵に反対決議、田布施町議会、自治体では初
- ・(3/20中)中電純益80億円予想、25年3月期
- ・(4/1中)中電とガス2社、来月料金値上げ
- ・(4/3中)上関町に地域おこし協力隊「員」が着任
- ・(4/5中)丸不舟で瀬戸内一周へ、岩手入工の両宮さんと仲間、ごみ拾りつ、一年余り、
- ・(4/9中)村岡知事、旧人献金に企業住所
- ・(4/11中)アースデイ山口、日直山公園、お花見、
- ・(4/11中)上関原発計画ボーリング調査訴訟、原告側の調査直取、↓P⑤
- ・(4/13中)長生山炭鉱潜水調査終了、遺骨見つけられず、
- ・(4/16中)脳梗塞の治療で「平生町」長入院へ、
- ・(4/18日)長生山炭鉱ボーリング内の鉄骨撤去、
- ・(4/23日)長生山炭鉱遺骨収集団に「反原発要請」市民団体、上関、厚労省「検討したい」

上関原発計画ボーリング調査訴訟
審査内容の調査求める

山口県上関町に原発建設を計画する中国電力が、地元住民団体「上関原発を建てさせない祝島島民の会」に予定地の海上ボーリング調査を止めないよう求めた訴訟で、山口地裁岩国支部は10日、原子力規制委員会に中電の原発設置申請について審査内容の調査を求めることを明らかにした。

島民の会は1月、同支部に調査の囑託申立書を提出。同支部で同日あった第12回口頭弁論で、小川曉裁判長が「申立書を裁判所として採用する」と述べた。島民の会の弁護団は「規制委からどんな回答が届くかは予断を許さないが(裁判所の判断は)大きな進展だ」としている。

島民の会は申立書で、規制委の審査は進捗状況が10年以上も不明で「審査手続きが行われる見通しはない」と指摘。中電が、着工のめどが立たない中で海の埋め立て権を基に調査の正当性を主張するのは「権利の乱用」とし、規制委に「審査会合が開催されていない場合の理由」今後審査会合が開催される見通し、「新規規制案のもとで新設の原発の審査は可能か」を回答するよう要望している。

中電は、規制委は上関原発の設置申請を「審査中案件」として公表しており、規制委への調査囑託は不要とする意見書を提出していた。

加田智之

県民投票求め
署名14万人超

東京電力柏崎刈羽原子力発電所の再稼働を巡り、新潟県は28日、稼働の是非を問う県民投票を求める14万人超の署名を受理した。これを受け、花角英世知事は20日以内に自らの意見を付けたうえで、投票条例案を県議会に提出する見通し。

市民団体「県民投票で決める会」が27日、条例制定の直接請求に必要な県内権者の50分の1(3万6320人)を上回る14万3196人分の有効署名を花角知事あてに提出していた。

花角知事はこれまで、同原発の再稼働に関する態度を明らかにしていない。28日は県庁で団体メンバーらと面会したが、条例案提出時に付ける意見について「ご意見をしっかりと受け止め、考えをまとめたい」と述べるにとどめた。

県議会は条例案を審議するため、4月16、18日の日程で臨時会を開く方向で調整しているが、定数(53人)の約6割の32人を占める最大会派・自民党は、条例制定への慎重論が根強い。

原発の再稼働を巡る住民投票条例案は2011年以降に6都県の議会でも審議され、全て否決されている。新潟県では12年12月、別の市民団体が今回と同様の条例案を請求したが、13年1月の県議会で否決された。

その大雪の中、1人1人の署名を15万人近く集めるのはとて大変だった。4月19日新潟県議会は住民投票条例案を否決した。

P⑤に村田さんの文があります。

2407：目からウロコ

ノーマ原発公害 6・17 最高裁判決と国の責任を問う

2014年に瀬木比呂志著『絶望の裁判所』が出ました。その紹介文には「裁判所の門をくぐる者は、一切の希望を捨てよ!」とあります。公正無比であるべき裁判所が、世の中の混沌を映してやはり混沌としているという当然のお話です。しかし、『ノーマ原発公害』を読むと、この本の方が遥かに深い絶望を感じます。最高裁が国に忖度して、「東電福島原発事故の責任は国にはない」という「画期的な」判決を出していたからです。国と裁判所と法律事務所との「回転ドア」がここにも生きている……。まさか、ここまでの関係があったとは! 同書の発行目的は、この6・17判決を改正させることにあります。世の中に不可能はないということを証明するためにも、多くの方の理解と応援を望みます。部厚い同書から、はしがきと第9章の『ノーマ原発公害』を抜粋要約して紹介します。アヒンサー

ノーマ原発公害 最高裁判決と国の責任を問う

はしがき

最高裁の2022年6月17日判決は、東日本大震災を契機に発生した東電福島第一原発事故については、国には責任はないとしました。

この判決は最高裁第2小法廷で4人の裁判官が判断し、3人がないとし、1人があるとしました。

これまでは、高裁や地裁において国の責任を認める判決が多数言い渡されてきたにもかかわらず、この判決後は、最高裁の判決理由を、まるでコピーしたように、国の責任を否定する判決が相次いでいます。

さらに重大なことは、過去の原発政策の国の責任をも免罪し、今後の原発推進政策のお墨付きまで与えるものとなっていることです。

二度と福島大規模原発事故のような深刻な事故を繰り返さないためには、原発の安全性や推進政策を見直さなければならないのです。そのためには6・17の最高裁判決の克服が不可欠です。



旬報社・2024年3月25日

第9章 「原発ムラ」と裁判

1 「国に責任はない」判決を書いた3人の裁判官

「巨人阪神戦で審判が巨人のユニホームを着ているような話だが、経産省の官僚や裁判官がみな東電のユニホームを身に着けているのである」(日刊ゲンダイ2023年10月29日)。これは評論家の佐高信さんの言葉で、原発訴訟での被告らの関係を言い表したものです。

22年6月17日に出された東電福島第一原発事故の損害賠償訴訟を担当したのは、最高裁第二小法廷の菅野博之裁判長、三浦守・草野耕一・岡村和美の4人の裁判官でした。このうち裁判長の菅野と草野・岡村裁判官の3人が国の責任はないとし、三浦裁判官が責任はあるとしました。

各高裁判決では、建屋の扉から水が入らないようにするなど「水密化」と言う津波対策が十分にあり得たことを事実として認めています。実際に、福島での事故前から国内外の原発で水密化対策は実施されてきました。しかし最高裁の3人の裁判官はそれを否定したのです。こんな判決を描いた3人の裁判官についてどんな人たちなのか、次頁の図表を見ながら読んでみて下さい。

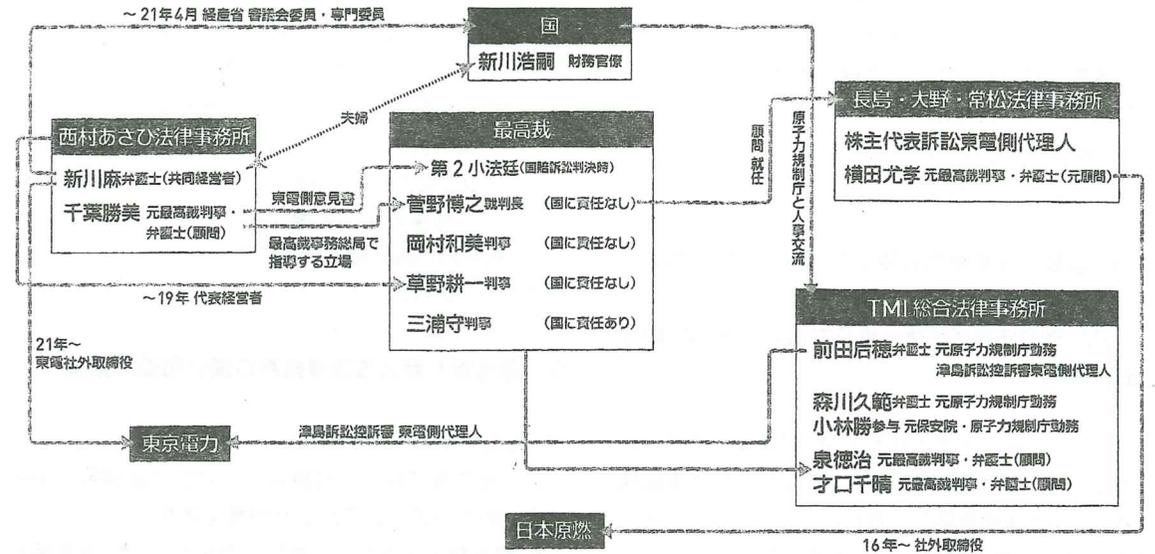
2 「巨大法律事務所」長島・大野・常松法律事務所と最高裁の関係

① 菅野裁判長、判決2か月後には巨大法律事務所へ

まず菅野裁判長と長島・大野・常松法律事務所の関係を見てみます。菅野裁判長が6・17判決を出した後、翌7月3日に定年退職し、その1か月後の8月3日に長島・大野・常松法律事務所の顧問になります。この法律事務所は、500人以上の弁護士を抱える巨大法律事務所です。

長島・大野・常松法律事務所所属の4人の弁護士は、東電株主訴訟で東電の代理人を務めています。この裁

電力会社・最高裁・国・巨大法律事務所の人脈図



判で東京地方裁判所は、福島第一原発事故が起きた当時、東電の役員だった4人に対し、13兆円の損害賠償の支払いを命じました。

菅野裁判長は、今回「国に責任はない」と判決を下してから2か月もたたないうちに、その裁判で国と共に被告であった東電の代理人が所属する法律事務所の顧問になったのです。

裁判官の天下りに関しては、「司法の独立」という名目で、法的な縛りはありません。しかし、大飯原発の差し止め判決を出した福井地裁の元裁判官、樋口英明さんは裁判官だったころ、最高裁から再三、「裁判官は常に公正らしくあらねばならない」と言われていたと言います。「公正らしく」とは、誰から見られても公正さを疑われないということです。

② 長島・大野・常松法律事務所と裁判所、国、原発企業とのつながり

2010年から14年まで最高裁判事だった横田尤孝(ともゆき)さんは在任中の2010年、志賀原発2号機運転差し止め訴訟で住民側の上告を不受理とし、住民敗訴を決定づけました。

横田さんは最高裁判事を退職した後の2015年から2020年の間、長島・大野・常松法律事務所の顧問を務めました。2016年には、六ヶ所村で核燃料サイクル事業をしている日本原燃の社外取締役に就任しました(2024年1月現在)。

長島・大野・常松法律事務所は、複数の弁護士を最高

裁の判事に送り出したり、退官した判事を迎え入れたりしています。

3 日本最大の法律事務所と裁判所、国のつながり

① 最高裁判事は日本最大の法律事務所の元経営者

次に、最高裁第二小法廷と、800人以上の弁護士が所属している西村あさひ法律事務所との関係を見ていきます。この法律事務所には世界各国の弁護士も多く所属する日本最大の法律事務所です。

前記の草野耕一判事は、この法律事務所出身です。2004年にこの代表パートナーとなり、最高裁判事となる2019年まで務めています。代表パートナーとは、法律事務所の代表経営者のことで、草野さんは最高裁判事になるまで15年にわたり、日本で一番大きな法律事務所の代表経営者をしていたということです。

② 弁護士で東京電力社外取締役、夫は財務官僚

次は西村あさひ法律事務所と国の関係を見ていきます。西村あさひ法律事務所の新川麻井弁護士は、2012年から経産省のエネ関連の八つの専門委員会委員などを務めてきました。そして2021年、新川さんは、東京電力の社外取締役に就任しました。

新川さんの夫、浩嗣(ひろつぐ)さんは財務官僚です。安倍内閣では首相秘書官、菅内閣では内閣官房の気候変動対策推進室長を務めました。22年6月からは、財務省主計局長を務めています。主計局というのは、日本

の予算を編成するところです、各省庁が出してくる予算を調整して日本の予算を作り上げます。日本の官僚の中でも、もっとも力を持っている人の一人と言えるでしょう。こんな人が夫で、本人は、原子力事業を司る経産省の専門委員の常連で東電の社外取締役。こんな人が所属する法律事務所の代表経営者を15年間やってきた草野さんが最高裁の判事になって、「国に責任はない」という判決を言い渡したのです。これで最高裁判所の「公正らしさ」が保たれていると言えるでしょうか。

4 TMI 総合法律事務所と原子力規制庁、東電の関係

① TMI 総合法律事務所→原子力規制庁→TMI 総合法律事務所

今度は、TMI 総合法律事務所と国、東電との関係を見ていきましょう。かつて日本には四つの巨大法律事務所があり、四大法律事務所と言われていました。近年、急速に弁護士の数を増やし、巨大事務所の一角に加わったのが、TMI 総合法律事務所です。

ここに前田后穂（みほ）さんと言う弁護士がいます。公開されている経歴から、前田さんは2017年から原子力規制庁に努めており、2021年に退庁して、この事務所へ入っています。ここに所属するもう一人の森川久範弁護士の経歴を見ると、2015年にTMI 総合法律事務所に入所し、2017年に原子力規制庁に移り、2020年に再びTMI 総合法律事務所に戻っています。

この二人は原子力規制庁にいるとき、大飯原発の差し止め訴訟、生業訴訟、千葉訴訟等原発関連訴訟で国側の代理人を務めました。まず疑問になるのが、原発規制庁の職員が福島第一原発事故で「国に責任はない」と主張することに矛盾はないのかということです。国会事故調は、福島第一原発事故における国の規制当局についてこう断罪しています。

「規制当局は原子力の安全に対する監視・監督機能を果たせなかった。専門性の欠如等の理由から規制当局が事業者の虞（とりこ）となり、規制の先送りや事業者の自主対応を許すことで、事業者の利益を図り、同時に自らは直接的責任を回避してきた。規制当局の独立性は形骸化していた。安全への徹底的なこだわりと言う点においても、国民の安全を守るにはほど遠いレベルだった」

こうした厳しい反省の元に国は、既存の規制当局を解体し、より独立性の高い規制機関として原子力規制委員会を組織しました。その事務局機能を担う組織である原子力規制庁の職員が、福島第一原発事故で「国に責任はない」と主張してよいのでしょうか。

② TMI 総合法律事務所と最高裁

2023年11月から、宮川美津子さんが新しく最高裁判事になり、最高裁判事15名のうち女性が3人と過去最多となりました。実は宮川さんはTMI 総合法律事務所出身の弁護士です。宮川さんの経歴を見ると、2015年エステー社の社外取締役、2016年パナソニック社の社外監査役、2019年三菱自動車の社外取締役と大企業の監査役や社外取締役を務めてきた経験の持ち主です。何よりも、複数の訴訟で東電の代理人を務めている法律事務所の弁護士が、最高裁判事になることで、最高裁の原発関連訴訟での「公正らしさ」は守られるのでしょうか。

5 最高裁と巨大法律事務所の深い関係の結果

① 最高裁と巨大法律事務所

これまで見てきた、最高裁と巨大法律事務所の間をまとめてみると以下のことが言えます。

A 最高裁のすべての小法廷に西村あさひ法律事務所、長島・大野・常松法律事務所、TMI 総合法律事務所出身の判事が配置された。

B 弁護士出身最高裁判事4人のうち3人は先述した三大法律事務所出身者

C 全員が東京第一弁護士会に所属

この結果、今後、原発訴訟が最高裁で争われることになった場合、すべての小法廷に東電や国と深くかかわっている法律事務所出身の判事がいるということになります。

② 急成長した巨大法律事務所

30年ほど前に弁護士になった友人に聞いてみると、大きな法律事務所でもせいぜい50人くらいの弁護士しかいなかったのが、現在では、800人を超える弁護士が所属するまでになっています。なぜ、これほど大きくなったのか。

それは企業がグローバル化する中で、弁護士の役割が大きく変化し、企業合併、独占禁止法対策など、多国籍企業間の競争、各国の政府対策など、非常に大きく複雑な案件が増えてきた。それに対応するために、ビジネス専門の巨大な法律事務所が成長してきたということです。

日弁連によれば、五大法律事務所の弁護士数は、2022年には2779人に達し、五大法律事務所の全部が500人以上の弁護士を抱えるようになりました。一方、憲法を擁護し平和と民主主義及び基本的人権を守ることを目的とした青年法律家協会の会員数は2500人で、それよりも五大法律事務所の弁護士の数の方が

多くなっているのです。

その結果、どのような事態が生まれたのか。司法の独立運動の先頭に立ってきた澤藤統一郎弁護士は、「特定の巨大法律事務所が最高裁裁判官の給源となり、同時に最高裁裁判官の天下り先ともなっている。こうして形成された最高裁と特定巨大法律事務所とのパイプを中心に、巨大法律事務所が、裁判所、国、企業の密接な癒着構造を形作っている。その構図が、22年6月の国を免責する異様な最高裁判決となって顕在化したと言わざるを得ない」と述べています。

6 「国に責任はない」判決の影響

① ねじれる高裁判決

6・17最高裁判決は、その後の原発裁判にどのような影響を与えているのか。最高裁判決後、初の高裁判決となったのが、仙台高裁で争われていたいわき市民訴訟判決（23年3月10日）です。判決を言い渡した小林久起（ひさき）裁判長はこれまで避難者に関する訴訟で、東電の責任を厳しく断罪する判決を出してきました。

長期評価が出された2002年に経産大臣が東電に命令して、東電が水密化をしていれば今回の過酷事故は避けられた可能性が高いと言っていたのです。最高裁が否定した水密化という津波対策をはっきり認めています。

さらに、国が東電に長期評価に基づいて、津波対策を取るよう命令しなかったことは、規制する権限を行使しなかった義務違反で、責任は重いとも言っています。しかし、そのあとにこうあります。

「必ず本件津波に対して施設の浸水を防ぐことができ、全電源を失って炉心溶融を起こす重大事故を防ぐことができたはずであると断定することまではできない」。

前半で国の責任を明確に認めておきながら、最後は、最高裁判決と同様に、結果として事故を防ぐことが出来たと断定できない、として、「国に責任はない」と言う判決を出しました。東電に対して厳しい判決を下した小林裁判長の苦悩がにじむような判決です。

ある検事出身の弁護士は、こう指摘します。「どんなに矛盾する内容でも、下級審は、結果として最高裁判決に従わざるを得ない。下級審にとって、最高裁判決は、それほど重いものなんです」。

6・17最高裁判決は、「国に責任がある」との高裁判決が出された三つの訴訟と、「国に責任はない」とされた一つの訴訟に対してまとめて下されました。つまり、6・17判決前までは、高裁では3対1で「国に責

任がある」と言う判決が多数派だったのです。しかし、6・17判決後は、「国に責任がない」と言う判決が六つ続いています。

裁判官の苦悩が窺える判決、まったく何も考えずに最高裁に従った判決などありますが、最高裁の「国に責任はない」を覆す判決は出ていません。

② 東電に責任を認めさせる被害者たち

しかし、原発事故損害賠償の原告たちは、着実に成果も出しています。2023年7月、東電の幹部が、いわき市民訴訟の原告たちに面談し、小早川智明社長の謝罪文を読み上げました。

いわき市は、避難区域に指定されていません。いわき市民訴訟の原告も避難区域外の住民です。今回東電は、避難区域外に住んでいる人、避難区域外から避難した人、避難区域外から避難して戻ってきた人などを問わず区域外の人々に対して、原発事故の被害を認めて謝罪しています。現在、全国各地で争われている避難者訴訟の原告たちの多くが区域外避難者です。

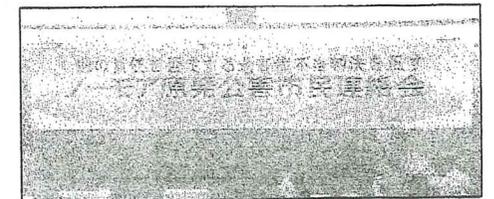
7 「私たちは、あなた方を見ています」裁判官へのメッセージ

2023年夏から毎月17日、最高裁前に全国の原発事故損害賠償訴訟の原告たちが集まり、最高裁際に向かって、公正な裁判を求める声を上げています。また、草野判示宛に審理から身を引く「回避」を求める署名を集めています。

私たち市民の一人ひとりが裁判官に対し、「あなた方がどんな経歴の人間で、どんな判決をくださるか、退職した後どこに行くのか、しっかり見えていますよ」と常にメッセージを発していくことが、公正な裁判を担保するための一歩ではないかと思えます。

●終章から

2023年11月17日「ノーモア原発公害市民連絡会」が新たにスタートしました。福島原発事故に伴う各種の深刻な被害を「原発公害」としてとらえ、このような悲劇を「二度と繰り返さない」という強い国民的願いの実現を目指すものです。



2024年7月10日作成 「アヒンサー」

*アヒンサーとは、サンスクリット語で、「殺されたくない、殺したくない」という意味です。